

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法令名	原子力災害対策特別措置法施行令
根拠条項	第 8 条第 2 項
処分の概要	緊急通行車両の確認
原権者	埼玉県知事もしくは、埼玉県公安委員会
法令の定め	災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項、災害対策基本法施行規則第 6 条第 1 項、 第 2 項
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	1 日
申請先	警察署及び災害応急対策等各種対策のため設置する交通検問所
問い合わせ先	警察本部交通部交通規制課規制実施係（048-832-0110） 又は、警察署の交通課
備考	

別紙

(審査基準)

車両の使用者の申出を受けた埼玉県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

- 1 緊急事態応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。
- 2 緊急事態応急対策の必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。
- 3 1 及び 2 以外の場合であって、緊急事態応急対策を実施するための車両であること。